

## 軍人・軍族の遺骨の保管状況

62.10.19

北東アジア課

1. 19日厚生省援護課より標記について連絡越したところ以下の通り裕天寺役員より援護課以下の連絡あり。

(1) 裕天寺役員と民団とはなしたところ、民団は「本件には、協力する。堤なる人物が、遺骨に係り金儲けをすることはけしからん。民団は、正規の手続で遺骨を韓国に返す。遺骨は裕天寺へ返さなければならない。今後釈が民団の信者を理由にすることはない。」

(2) 釈は20日に会議を開き、21日朝に裕天寺に報告する。

(3) 報告結果が悪ければ裕天寺役員が訪韓し宗務総長と交渉する。  
また、弁護団を編成し訴える。

堤 和男

生

住所

本籍